

尼崎市国民健康保険における結核・精神医療付加金について

1 国による国民健康保険制度改革

国民健康保険では、制度を安定的に持続させるため、平成 30 年度に、国によって、財政運営の範囲を市区町村から都道府県に拡大する改革が行われ、現在では、全国的に、都道府県庁が中心となって、市区町村とともに国保事業の運営を行っています。

この制度改革の大きな目的は、都道府県内の国保加入者の保険料を統一することであり、国は、各都道府県庁に対して、統一に向けた取組を積極的に進めるよう求めています。

2 兵庫県の方針

兵庫県では、保険料の統一について、令和 9 年度から令和 12 年度の間、県内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料」とすることを目指して、葬祭費の支給額の統一や減免基準の統一などさまざまな取組を進めています。

そうした取組のひとつに、「任意給付の統一」があります。

任意給付とは、法律で定められた給付とは別に、市区町村が独自に実施する給付のことで、現在、兵庫県内の 41 市町のうち 35 市町が「結核医療付加金」を、6 市町が「精神医療付加金」を給付しています（本市ではどちらの給付も実施しています。）。

そのような中、兵庫県庁は、保険料を統一するためには、県内各市町の国保加入者の間に不公平が起こらないよう、任意給付についても、県内のどの市町においても同じ内容にする必要があるとして、次のとおり、方針を示しています。

兵庫県庁作成「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」より

結核医療付加金については、制度を取り巻く状況に鑑みて、令和 9 年度から納付金の算定の対象外とし、**令和 8 年度末までに国民健康保険の給付としては廃止**することとする。

精神医療付加金については、県内・全国においても実施している市町（村）が少数であること、他の公的医療保険では制度化されていないこと等の状況を踏まえ、原則として**令和 8 年度末をもって国民健康保険の給付としては廃止**することとする。

以上のことから、兵庫県では、令和 9 年度の保険料統一に合わせて、各市町が独自で実施している給付については、廃止という形で統一することとされました。

※結核医療付加金とは

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 第 1 項に規定する医療について、当該医療に要する費用 5%相当額と自己負担額のいずれか少ない額を支給するもの

【適用事例】

- ・医療費：1 万円 ・保険給付：70%（7,000 円）
- ・結核医療公費負担：25%（2,500 円）
- ・自己負担：5%（500 円） ← 結核医療付加金（5%）の支給により 0 円

保険給付 7,000 円	結核医療公費負担 2,500 円	
-----------------	---------------------	--

結核医療付加金：500 円

【支給実績】

(単位：円)

年 度	R4 決算	R5 決算	R6 決算	R7 決算見込	R8 予算
件 数	139 件	148 件	96 件	261 件	155 件
支給額	74,666	105,288	35,341	109,894	200,000

※精神医療付加金とは

精神障害者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 1 項に規定する指定自立支援医療(通院医療に限る。)について、当該医療に要する費用 5%相当額と自己負担額のいずれか少ない額を支給するもの

【適用事例】

- ・医療費：1 万円 ・保険給付：70%（7,000 円）
- ・自立支援医療公費負担：20%（2,000 円）
- ・自己負担：10%（1,000 円） ← 精神医療付加金（5%）の支給により 500 円

保険給付 7,000 円	自立支援医療 2,000 円		
-----------------	-------------------	--	--

精神医療付加金：500 円

自己負担：500 円

【支給実績】

(単位：円)

年 度	R4 決算	R5 決算	R6 決算	R7 決算見込	R8 予算
件 数	26,223 件	27,024 件	27,229 件	28,237 件	29,139 件
支給額	34,487,296	35,185,233	35,531,370	37,031,550	37,648,000

3 本市の対応

(1) 関係団体への説明

令和 8 年 5 月 20 日（水）に精神医療付加金の廃止方針について「尼崎市精神福祉家族会連合会」への説明を実施しました。

(2) 本日の諮問に対する答申後の対応

ア 条例改正

本日実施した諮問につきまして、次回の協議会において答申をいただき、その結果に基づき、尼崎市国民健康保険条例の改正議案を市議会に提出することとします（12 月市議会定例会を予定）。

イ 関係者への周知

条例改正後、準備が整いましたら、関係者の皆様への周知を開始します。

周知方法としては、特に精神医療付加金の給付対象となる加入者の方について、確実にご覧いただけるよう、月ごとにお送りしている支給決定通知書に制度の廃止をお知らせするリーフレットを、複数月にわたり同封してお送りする予定です。

以 上